

## 報奨規定

### 1. 目的

S I A Aマーク表示製品の増加を目的とし、既存会員による新規会員の入会勧誘の促進及び会員の抗菌加工製品の自主登録件数増加促進を図るため、本会に報奨制度を設ける。

### 2. 報奨対象

次のいずれかの条件を満たした会員を報奨対象とする。

- ① その会員の紹介により入会した新規会員が同一年度に2社(団体)以上であること。
- ② 本会に自主登録された製品の登録件数が同一年度内に3件以上であること。

### 3. 報奨の方法

事務局が該当会員を推薦し、理事会が承認する。

### 4. 報奨

対象の資格を得た翌年度の定時総会において感謝状および別に定める賞金を贈る。

### 5. 施行期日

この規定は平成17年4月1日から施行する。

制定：平成17年2月3日